

重 要

堺障サ第2905号
令和7年3月12日

指定障害児通所支援事業所 管理者様
指定障害児入所施設 管理者様
指定障害児相談支援事業所 管理者様

堺市長 永藤 英機
(公印省略)

【重要】令和7年度当初における届出等について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、年度当初に届出を要する事項等について、下記のとおり通知いたしますので、根拠法令、関係法令等を十分御確認の上、必要に応じて適切に対応いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 提出期限等について

(1) 提出期限

令和7年4月15日（火）※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 提出方法

郵送又は電子メール

※堺市ウェブサイトの「事業者向け情報」のページにより、必要な提出書類を確認の上、提出してください。

2 前年度実績等を踏まえて届け出る加算等について

前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等については、特例により令和7年4月中に届け出ことにより、同年4月1日サービス提供分から算定することが認められています。対象の加算等を既に算定している事業所及び同年4月1日サービス提供分から算定しようとする事業所は、添付書類を確認の上、必要な届出を行ってください。

※届出を行った加算等の区分と請求における加算等の区分とが一致しない場合は、給付費の支払が正しく行われないことがありますので、届出内容を十分確認してください。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書について

福祉・介護職員等処遇改善加算については、加算を取得する月の前々月の末日までに計画書の届出が必要ですが、令和7年4月又は5月からこれらの加算を取得しようとする事業所の計画書等の届出期限については、こども家庭庁からの通知により、令和7年4月15日（火）とされて

います。

つきましては、これらの加算を令和7年4月又は5月から取得しようとする事業所（令和6年度から引き続き取得する事業所を含みます。）は、必要な届出を行ってください。

※当該加算を取得しない事業所においては、届出をする必要はありません。

※計画書の提出がない場合は、当該加算を取得しないと判断しますので、算定する場合は必ず計画書を提出してください。

4 令和6年度報酬改定等に係る変更事項について

(1) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化について（全事業所）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算することとなっています。この規定の適用に当たっては、令和7年3月31日までは一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置がありますが、令和7年4月1日以後は、計画が未策定の事業所においては、減算を適用することとなりますので、御留意ください。

(2) 支援プログラムの作成・公表について（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表が求められるとともに、未実施の場合、基本報酬を減算することとなっています。この規定の適用に当たっては、令和7年3月31日までは経過措置期間となりますが、令和7年4月1日以後は、未公表の事業所においては、減算を適用することとなりますので、御留意ください。

公表方法については、堺市ホームページでの公表を予定しております。公表に関するスケジュール等につきましては別途案内します。

(3) 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入について（保育所等訪問支援）

効果的な支援を確保・促進する観点から、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表が求められるとともに、未実施の場合、基本報酬を減算することとなっています。この規定の適用に当たっては、令和7年3月31日までは経過措置期間となりますが、令和7年4月1日以後は、未公表の事業所においては、減算を適用することとなりますので、御留意ください。

(4) 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費について（障害児相談支援）

機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（I）、（II）、（III）を算定する事業所の要件について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」が追加されました。経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までは、同要件を満たしているものとみなしますが、令和7年4月1日以後は、要件を満たしていないと算定できませんので、御留意ください。

【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

電話 072-228-7510

ファックス 072-228-8918

電子メール jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp